



# 宮 崎 県 公 報

平成28年3月23日(水曜日)号外 第9号

発 行 宮 崎 県  
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

条 例	頁	
○県営電気事業みやざき創生基金条例…………… (財政課) 3		○興行場に関する条例の一部を改正する条例…………… (衛生管理課) 9
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例…………… (市町村課) 3		○宮崎県中小企業振興条例の一部を改正する条例 (商工政策課) 10
○宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一 部を改正する条例…………… (国保・援護課) 5		○宮崎県就農支援資金特別会計条例を廃止する条 例…………… (地域農業推進課) 11
○障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮 崎県づくり条例…………… (障がい福祉課) 6		○建築基準法施行条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 11
○宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例…………… (衛生管理課) 9		○地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正 する条例…………… (県警本部) 12
		○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律施行条例の一部を改正する条例…………… ( " ) 12
		○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改 正する条例…………… ( " ) 14
		○宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例…………… ( " ) 20

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 県営電気事業みやざき創生基金条例 (条例第20号)

#### 1 制定の理由及び主な内容

宮崎県公営企業会計 (電気事業) における地方振興積立金を活用して、地域活性化の取組を展開するため、県営電気事業みやざき創生基金を設置することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第21号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

知事の権限に属する農地等の転用に係る事務について、取扱いを希望する市に権限を移譲する等、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (条例第22号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

国が定める財政安定化基金拠出率の見直しに伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例 (条例第23号)

#### 1 制定の理由及び主な内容

障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指し、条例を制定することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例 (条例第24号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

抑留された飼い犬の飼育管理及び返還に要する費用を使用料及び手数料徴収条例に手数料として規定するため、所要の改正

を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◎ 興行場に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 改正の理由及び主な内容

興行場法第2条、第3条関係基準条例準則の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県中小企業振興条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 改正の理由及び主な内容

本県の小規模企業が果たしている重要な役割を踏まえ、その振興を図るに当たっての基本理念や基本方針に関する規定を追加する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県就農支援資金特別会計条例を廃止する条例（条例第27号）

1 廃止の理由及び主な内容

青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の廃止に伴い、県による就農支援資金の貸付けを行わないことから、条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◎ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 改正の理由及び主な内容

建築基準法の改正に伴い、建築審査会の委員の任期を定めるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 改正の理由及び主な内容

治安情勢に的確に対応することを目的として、警察官の定員を増やすため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

◎ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 改正の理由及び主な内容

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成28年6月23日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 改正の理由及び主な内容

特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定めたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年6月23日から施行することとしました。

◎ 宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 改正の理由及び主な内容

学校教育法の改正に伴い、青少年に対して暴力団の排除の重要性を認識するための教育等を行う学校に、義務教育学校（後期課程に限る。）を新たに加えることとしました。

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

条 例

県営電気事業みやざき創生基金条例をここに公布する。  
平成28年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第20号

県営電気事業みやざき創生基金条例  
(設置)

第1条 宮崎県公営企業会計（電気事業）における地方振興積立金を活用して、地域活性化の取組を戦略的かつ重点的に展開するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、県営電気事業みやざき創生基金（以下「基金」という。）を設置する。  
(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。  
(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。  
(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。  
(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。  
(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。  
(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。  
附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第21号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	市町村	事	市町村
[略]		[略]	
13 [略]		13 [略]	
13の2 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第51号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第10条の規定による申請の受理に関する事務	宮崎市		
13の3～13の9 [略]		13の2～13の8 [略]	
[略]		[略]	
18の12 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）による次の事務（その地区が右欄の市町村の区域内である農事組合法人に係るものに	[略]	18の12 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）による次の事務（その地区が右欄の市町村の区域内である農事組合法人に係るものに	[略]

<p>限る。)</p> <p>(1) <u>第72条の12の6</u>の規定による選任に関すること。</p> <p>(2) <u>第72条の12の8第3号</u>の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>(3) <u>第72条の13第2項</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) <u>第72条の16第4項</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(5) <u>第72条の17第2項</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(6) <u>第72条の18第3項</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(7) <u>第72条の18の9第3項</u>の規定による裁判所からの意見の聴取又は調査の受託に関すること。</p> <p>(8) <u>第72条の18の9第4項</u>の規定による意見の陳述に関すること。</p> <p>(9) <u>第72条の18の10</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(10) <u>第73条の12</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(11) <u>第89条第2項</u>の規定による登記の嘱託に関すること。</p> <p>(12)~(17) [略]</p>		<p>限る。)</p> <p>(1) <u>第72条の22</u>の規定による選任に関すること。</p> <p>(2) <u>第72条の24第3号</u>の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>(3) <u>第72条の29第2項</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) <u>第72条の32第4項</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(5) <u>第72条の34第2項</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(6) <u>第72条の35第3項</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(7) <u>第72条の43第3項</u>の規定による裁判所からの意見の聴取又は調査の受託に関すること。</p> <p>(8) <u>第72条の43第4項</u>の規定による意見の陳述に関すること。</p> <p>(9) <u>第72条の44</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(10) <u>第73条の10</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(11)~(16) [略]</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>19の2 農地法 (昭和27年法律第 229号) による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による許可 (同一の事業の目的に供するための<u>2ヘクタール</u>を超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(2) <u>第4条第3項</u>の規定による意見の聴取 ((1)の事務に係るものに限る。)に関すること。</p> <p>(3) 第4条第5項の規定による国又は都道府県との協議 (同一の事業の目的に供するための<u>2ヘクタール</u>を超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(4) 第4条第6項において準用する同条第3項の規定による意見の聴取 ((3)の事務に係るものに限る。)に関すること。</p> <p>(5) 第5条第1項の規定による許可 (同一の事業の目的に供するための<u>2ヘクタール</u>を超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(6) 第5条第3項において準用する第4条第3項の規定による意見の聴取 ((5)の事</p>	<p>[略]</p>	<p>19の2 農地法 (昭和27年法律第 229号) による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による許可 (同一の事業の目的に供するための<u>4ヘクタール</u>を超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(2) 第4条第8項の規定による国又は都道府県との協議 (同一の事業の目的に供するための<u>4ヘクタール</u>を超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。)に関すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の規定による許可 (同一の事業の目的に供するための<u>4ヘクタール</u>を超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く。)に関すること。</p>	<p>[略]</p>

<p>務に係るものに限る。) に関する事。  <u>(7)</u> 第 5 条第 4 項の規定による国又は都道府県との協議 (同一の事業の目的に供するための <u>2</u> ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの及び 2 以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く。) に関する事。  <u>(8)</u> 第 5 条第 5 項において準用する第 4 条第 3 項の規定による意見の聴取 (<u>(7)</u> の事務に係るものに限る。) に関する事。  <u>(9)・(10)</u> [略]  <u>(11)</u> 第 49 条第 1 項の規定による立入調査等 (<u>(1)</u>、<u>(3)</u>、<u>(5)</u>、<u>(7)</u>、<u>(9)</u> 及び <u>(15)</u> の事務に係るものに限る。) に関する事。  <u>(12)</u> 第 49 条第 3 項の規定による通知又は公示 (<u>(11)</u> の事務に係るものに限る。) に関する事。  <u>(13)</u> 第 49 条第 5 項の規定による損失の補償 (<u>(11)</u> の事務に係るものに限る。) に関する事。  <u>(14)</u> 第 50 条の規定による報告の徴収 (<u>(1)</u>、<u>(3)</u>、<u>(5)</u>、<u>(7)</u>、<u>(9)</u>、<u>(11)</u> から <u>(13)</u> まで及び <u>(15)</u> の事務に係るものに限る。) に関する事。  <u>(15)</u> 第 51 条第 1 項の規定による違反転用に對する処分 (<u>(1)</u> 及び <u>(5)</u> の事務に係るものに限る。) に関する事。</p>		<p><u>(4)</u> 第 5 条第 4 項の規定による国又は都道府県との協議 (同一の事業の目的に供するための <u>4</u> ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの及び 2 以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く。) に関する事。  <u>(5)・(6)</u> [略]  <u>(7)</u> 第 49 条第 1 項の規定による立入調査等 (<u>(1)</u> から <u>(5)</u> まで及び <u>(11)</u> の事務に係るものに限る。) に関する事。  <u>(8)</u> 第 49 条第 3 項の規定による通知又は公示 (<u>(7)</u> の事務に係るものに限る。) に関する事。  <u>(9)</u> 第 49 条第 5 項の規定による損失の補償 (<u>(7)</u> の事務に係るものに限る。) に関する事。  <u>(10)</u> 第 50 条の規定による報告の徴収 (<u>(1)</u> から <u>(5)</u> まで、<u>(7)</u> から <u>(9)</u> まで及び <u>(11)</u> の事務に係るものに限る。) に関する事。  <u>(11)</u> 第 51 条第 1 項の規定による違反転用に對する処分 (<u>(1)</u> 及び <u>(3)</u> の事務に係るものに限る。) に関する事。</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>25 の 3 都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号) による次の事務  <u>(1)~(54)</u> [略]  <u>(55)</u> 第 128 条第 1 項の規定による行政不服審査法による審査請求の受理に関する事。  <u>(56)~(63)</u> [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>25 の 3 都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号) による次の事務  <u>(1)~(54)</u> [略]  <u>(55)</u> 第 128 条第 1 項の規定による審査請求の受理に関する事。  <u>(56)~(63)</u> [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 13 の 2 の項を削り、同表中 13 の 3 の項を 13 の 2 の項とし、13 の 4 の項から 13 の 9 の項までを 1 項ずつ繰り上げる改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 22 号

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例 (平成 20 年宮崎県条例第 10 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(財政安定化基金拠出金の徴収)                      第 2 条 政令第 19 条第 1 項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、<u>10 万分の 44</u> とする。</p>	<p>(財政安定化基金拠出金の徴収)                      第 2 条 政令第 19 条第 1 項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、<u>10 万分の 41</u> とする。</p>

2～4 [略]

2～4 [略]

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第23号

## 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条－第6条）

## 第2章 障がいのある人の権利利益の擁護

## 第1節 不利益な取扱いの禁止等（第7条・第8条）

## 第2節 不利益な取扱い等に関する相談（第9条・第10条）

## 第3節 不利益な取扱いに該当する事案の解決のための仕組み（第11条－第15条）

## 第3章 共生社会の実現に向けた施策の推進等（第16条－第19条）

## 第4章 雑則（第20条・第21条）

## 附則

全ての県民は、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人であり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現する必要がある。

その社会の実現のためには、日常生活又は社会生活の様々な場において、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している物理的な障壁、障がいのある人に対する誤解や偏見といった意識上の障壁等を取り除くための社会的な配慮が一層求められている。

また、今後少子高齢化が進み、地域の担い手が減少していく中、本県が持続可能な社会を構築していくためには、障がいのある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共に生きる社会づくりを進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、人情味にあふれ、温もりのある県民性のもと、一人ひとりが思いやりの心を持って、障がいを理由とする差別的言動その他の障がいのある人の権利利益を侵害する行為をなくすとともに、全ての県民が障がいへの理解を深めるための取組を推進していかなければならない。

ここに、私たちは、障がいのある人もない人も身近な地域で共に支え合いながら、心豊かに生活できる宮崎県づくりを目指して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、障がい及び障がいのある人に対する県民の理解を深めること及び障がいを理由とする差別を解消することに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障がいを理由とする不利益な取扱いの禁止及び差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）と相まって、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- （2）社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- （3）障がいを理由とする差別 障がいのある人に対し、正当な理由なく障がい又は障がいに関連する事由を理由として不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について、それに伴う負担が過重でない場合に、必要かつ合理的な配慮をしないことをいう。

## （基本理念）

第3条 共生社会の実現は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- （1）全ての県民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- （2）全ての障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- （3）全ての障がいのある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

- (4) 全ての障がいのある人は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (5) 全ての障がいのある人は、障がいがあることに加え、女性であること等性別、年齢その他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること。
- (6) 障がいを理由とする差別の多くが障がい及び障がいのある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障がいを有することとなる可能性があることを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消について、障がいの有無にかかわらず、県民一人ひとりが自主的に取り組む環境が醸成され、障がい及び障がいのある人に対する理解が深められること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(県と市町村の連携)

第5条 県は、障がい及び障がいのある人に対する住民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策を実施する市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前条に規定する施策について、市町村に対し必要な協力を求めることができる。

(県民等の役割)

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人が社会的障壁を除去するために必要な支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策に協力するよう努めるものとする。

2 障がいのある人は、社会的障壁を除去するために必要な支援について、可能な範囲内において周囲に伝えることにより、障がいに対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

## 第2章 障がいのある人の権利利益の擁護

### 第1節 不利益な取扱いの禁止等

(不利益な取扱いの禁止)

第7条 何人も、障がいのある人に対して、次の各号に掲げるものその他の障がいを理由とする不利益な取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

- (1) 福祉サービスを提供する場合において、障がいのある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (2) 医療を提供する場合において、障がいのある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付すこと。
- (3) 商品の販売又はサービスの提供を行う場合において、他の者に対するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあるときその他の合理的な理由があるときを除き、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- (4) 労働者の募集及び採用を行う場合において、合理的な配慮に係る措置を講じてもお従事させようとする業務を適切に遂行することができないときその他の合理的な理由があるときを除き、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- (5) 障がいのある人を雇用する場合において、合理的な配慮に係る措置を講じてもお従事させようとする業務を適切に遂行することができないときその他の合理的な理由があるときを除き、賃金その他の労働条件、配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格、教育訓練及び福利厚生について、不利益な取扱いをすること。
- (6) 教育を行う場合において、次に掲げる不利益な取扱いをすること。
- ア 障がいのある人の年齢、能力及び特性に応じた十分な教育が受けられるようにするために必要と認められる適切な指導又は支援を行わないこと。
- イ 障がいのある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)への意見聴取、必要な説明及び情報提供を行わず、又はこれらの者の意見を十分に尊重せず、障がいのある人が就学すべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。))又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)をいう。)を決定すること。
- (7) 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設を障がいのある人の利用に供する場合において、建物その他の施設の構造上又は障がいのある人の生命若しくは身体の保護のためやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、建物その他の施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- (8) 公共交通機関を障がいのある人の利用に供する場合において、旅客施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第5号に規定する旅客施設をいう。)又は車両等(同条第7号に規定する車両等をいう。)の構造上又は障がいのある人の生命若しくは身体の保護のためやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- (9) 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産の取引(以下「不動産の取引」という。)を行う場合において、不動産の取引に係る建物の構造上やむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、不動産の取引を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すこと。

(10) 不特定かつ多数の者に対して情報を提供する場合において、当該情報を提供することに著しい支障があると認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付すこと。

(11) 不特定かつ多数の者から情報を受領する場合において、当該情報を受領することに著しい支障があると認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、情報の受領を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付すこと。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第 8 条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障がいのある人の家族その他の関係者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。次項において同じ。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

#### 第 2 節 不利益な取扱い等に関する相談

(相談への対応)

第 9 条 何人も、県に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができる。

2 県は、前項の規定により相談を受けたときは、その内容に応じて次に掲げる対応をするものとする。

(1) 相談者に対して、必要な助言及び情報提供を行うこと。

(2) 相談に係る関係者間の必要な調整を行うこと。

(3) 関係行政機関への必要な通告、通報その他通知を行うこと。

(相談員の配置等)

第 10 条 知事は、前条第 2 項各号に掲げる対応をする者として、相談員を置くことができる。

2 相談員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後も同様とする。

#### 第 3 節 不利益な取扱いに該当する事案の解決のための仕組み

(宮崎県障がい者差別解消支援協議会)

第 11 条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、宮崎県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議すること。

(2) 第 7 条各号に掲げる障がいを理由とする不利益な取扱いに該当する事案（以下「対象事案」という。）について、助言又はあっせんを行うこと。

3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(助言又はあっせんの申立て)

第 12 条 障がいのある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対し、協議会による助言又はあっせんが必要である旨の申立てをすることができる。

2 障がいのある人の家族その他の関係者は、本人に代わって前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに本人の意に反すると認められる場合は、この限りでない。

3 前 2 項の規定による申立ては、第 9 条第 2 項に規定する相談への対応を経た後でなければすることができない。

(助言又はあっせん)

第 13 条 知事は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による申立てがあった場合は、協議会に対し、助言又はあっせんを求めることができる。

2 協議会は、前項の規定による知事からの求めがあった場合は、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行うことが適当でないと認められるとき、又は助言若しくはあっせんを行うことが対象事案の解決に資すると認められないときは、この限りでない。

3 協議会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

4 協議会は、第 2 項ただし書の規定により助言又はあっせんを行わないこととしたとき、あっせんが終了したとき、又はあっせんを打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。

(勧告)

第 14 条 協議会は、不利益な取扱いをしたと認められる対象事案の関係当事者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず、あっせんに従わないときは、知事に対して、当該関係当事者が必要な措置を取るよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による協議会からの求めがあった場合において、必要があると認めるときは、不利益な取扱いをしたと認められる対象事案の関係当事者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(公表)

第 15 条 知事は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対してその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えるものとする。

### 第 3 章 共生社会の実現に向けた施策の推進等

#### （啓発活動）

第16条 県は、障がい及び障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別を解消することの重要性に関する県民の理解の増進が図られるよう、障がい及び障がいのある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障がいのある人とない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

#### （教育の推進）

第17条 県は、学校、家庭、地域社会等において、子どもが障がい及び障がいのある人に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

#### （文化芸術活動等の推進）

第18条 県は、障がいのある人が文化芸術活動、スポーツ等（以下「文化芸術活動等」という。）に参加することができる機会を確保するとともに、障がいのある人とない人が共に文化芸術活動等に参加することができる機会を提供することによって、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。

#### （表彰）

第19条 知事は、共生社会の実現に向けた取組に関し特に顕著な功績があった者に対し、表彰を行うものとする。

### 第 4 章 雑則

#### （財政上の措置）

第20条 県は、障がい及び障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県条例第24号

#### 宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例

宮崎県犬取締条例（昭和47年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（費用の負担）	（手数料）
第9条 飼育者は、前条第1項の規定により抑留された飼い犬の返還を求めるときは、その飼育管理及び返還に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。	第9条 前条第1項の規定により抑留された飼い犬の返還を求める飼育者は、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に定めるところにより手数料を納付しなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

興行場に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県条例第25号

#### 興行場に関する条例の一部を改正する条例

興行場に関する条例（昭和59年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（構造設備の基準）	（構造設備の基準）
第6条 法第2条第2項の規定による興行場の構造設備の基準は、次のとおりとする。 （1）～（5） [略] （6） 観覧室、ロビー、食堂等の入場者が利用する場所（以下「場内」という。）には、入場者が容易に移動及び避難できる適	第6条 法第2条第2項の規定による興行場の構造設備の基準は、次のとおりとする。 （1）～（5） [略] （6） 観覧室、ロビー、食堂等の入場者が利用する場所（以下「場内」という。）には、入場者が容易に移動及び避難できる適

<p>当な、広さ及び数の出入口を設けること。                  (7) <u>入場者が利用しやすい場所（観覧室を除く。）に適当な、広さ及び換気設備を有する喫煙所を設け、その床面は、不燃性又は難燃性を有する材料で被覆すること。</u>                  (8)～(13) [略]                  2 [略]</p>	<p>当な広さ及び数の出入口を設けること。                  (7) <u>喫煙所を設ける場合には、興行場の出入口から極力離して設けることとし、その床面は、不燃性又は難燃性を有する材料で被覆すること。</u>                  (8)～(13) [略]                  2 [略]</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県中小企業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第26号

宮崎県中小企業振興条例の一部を改正する条例

宮崎県中小企業振興条例（平成25年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>本県の中小企業は、これまで、生産、販売、サービスなどの経済活動を通じて地域経済の活性化や雇用の創出に貢献し、本県の経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域コミュニティの担い手として地域づくりにも貢献するなど、本県経済の発展と県民生活の向上に大きく寄与してきている。</p> <p>しかしながら、長引く景気低迷の中、地域間・国際間競争の激化、消費者需要の多様化、少子高齢・人口減少の本格化等により、本県の中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。</p> <p>このような状況の中で、本県の中小企業の多様で活力ある成長発展を促進し、持続的で力強い本県産業をつくり育てるためには、個々の中小企業者の自主的な努力はもとより、豊かな自然環境や恵まれた農林水産資源などの本県の強みを生かしながら、農商工連携や産学官金連携などを促進するとともに、経営の向上に意欲的に取り組む中小企業者が伸びていける環境づくりを推進していく必要がある。</p> <p>このため、中小企業の振興を県政の重要な課題と位置付け、県のみならず中小企業に関わる関係機関、市町村、県民等を含め県民総力戦で中小企業の振興を図るために、この条例を制定する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)～(4) [略]</u></p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力と<u>創意工夫</u>を促進することを基本として行われなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（県の責務）</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>本県の中小企業は、これまで、生産、販売、サービスなどの経済活動を通じて地域経済の活性化や雇用の創出に貢献し、本県の経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域コミュニティの担い手として地域づくりにも貢献するなど、本県経済の発展と県民生活の向上に大きく寄与してきている。</p> <p><u>特に、県内企業の大多数を占める小規模企業は、地域に根ざし、多様な需要に対応した商品やサービスの提供等を通じて、地域社会を支える重要な担い手となっている。</u></p> <p>しかしながら、長引く景気低迷の中、地域間・国際間競争の激化、消費者需要の多様化、少子高齢・人口減少の本格化等により、本県の中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。</p> <p>このような状況の中で、本県の中小企業の多様で活力ある成長発展を促進し、持続的で力強い本県産業をつくり育てるためには、個々の中小企業者の自主的な努力はもとより、豊かな自然環境や恵まれた農林水産資源などの本県の強みを生かしながら、農商工連携や産学官金連携などを促進するとともに、経営の向上に意欲的に取り組む中小企業者が伸びていける環境づくりを推進していく必要がある。</p> <p>このため、中小企業の振興を県政の重要な課題と位置付け、県のみならず中小企業に関わる関係機関、市町村、県民等を含め県民総力戦で中小企業の振興を図るために、この条例を制定する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。</u></p> <p><u>(3)～(5) [略]</u></p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力及び<u>創意工夫</u>を促進することを基本として行われなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展が図られることを旨として行われなければならない。</u></p> <p>（県の責務）</p> <p>第4条 [略]</p>

<p>2 [略]</p> <p>3 県は、小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）に対して中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。</p> <p>4・5 [略] (中小企業団体の役割)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(県民の理解と協力)</p> <p>第10条 [略] (基本方針及び実施状況の公表)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。</p> <p>4・5 [略] (中小企業団体の役割)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>2 中小企業団体は、小規模企業の経営課題の抽出から解決に至るまでのきめ細かな支援により、その経営の向上及び改善に努めるものとする。</u></p> <p>(県民の理解及び協力)</p> <p>第10条 [略] (基本方針及び実施状況の公表)</p> <p>第12条 [略]</p> <p><u>2 県は、次に掲げる基本方針に基づき小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。</u></p> <p>(1) <u>小規模企業による需要を見据えた計画的な経営の促進を図ること。</u></p> <p>(2) <u>小規模企業の創業及び事業承継の促進並びに円滑な事業廃止のための環境整備を図ること。</u></p> <p>(3) <u>小規模企業が行う地域経済の活性化に資する事業活動の推進を図ること。</u></p> <p>3 [略]</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県就農支援資金特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第27号

宮崎県就農支援資金特別会計条例を廃止する条例

宮崎県就農支援資金特別会計条例（平成23年宮崎県条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第28号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年宮崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織等)
第26条 [略]	第26条 [略]
	<u>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
	<u>3 委員は、再任されることができる。</u>
	<u>4 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うものとする。</u>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第29号

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区	分	定員		区	分	定員	
警 察 官	階 級	警 視	90人	警 察 官	階 級	警 視	91人
		[略]				[略]	
		警 部 補	562人			警 部 補	565人
		巡 査 部 長	581人			巡 査 部 長	584人
		巡 査	600人			巡 査	602人
計		2,017人	計		2,026人		
[略]				[略]			
合 計		2,338人	合 計		2,347人		
[略]				[略]			

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第30号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年宮崎県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（風俗営業の営業時間の特例）</p> <p>第5条 <u>法第13条第1項の条例で定める日は、次に掲げる日とし、同項の規定により習俗的行事その他の特別な事情のある地域として条例で定める地域は、県内全域（第4号に掲げる日にあっては、公安委員会規則で定める地域及びその他の地域のうち第3項に掲げる地域に該当する地域）とする。</u></p> <p>（1） 1月1日から1月8日までの日</p> <p>（2） 8月12日から8月18日までの日</p> <p>（3） 12月20日から12月31日までの日</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、習俗的行事その他の特別な事情のある日として公安委員会規則で定める日</p> <p>2 <u>法第13条第1項の条例で定める時は、午前1時とする。</u></p> <p>3 <u>法第13条第1項の規定により午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>4 <u>前項の規定は、法第2条第1項第7号の営業（まあじゃん屋を除く。）については、適用しない。</u></p> <p>（法第13条第2項の営業時間の制限）</p> <p>第6条 法第2条第1項第7号の営業（まあじゃん屋を除く。）を営む風俗営業者は、法第13条第1項の規定によるほか、県内全域につき、<u>日出時から午前10時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時（当該翌日が前条第1項各号に掲げる日のいずれかに該</u></p>	<p>（風俗営業の営業時間の特例）</p> <p>第5条 <u>風俗営業（法第2条第1項第4号の営業（まあじゃん屋を除く。）を営む風俗営業者を除く。次項において同じ。）は、法第13条第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前1時までその営業を営むことができる。</u></p> <p>（1） 1月1日から同月8日まで、8月12日から同月18日まで及び12月20日から同月31日までの日 県内全域</p> <p>（2） 前号に掲げる日のほか、公安委員会規則で定める日 次項各号に掲げる地域その他公安委員会規則で定める地域</p> <p>2 <u>風俗営業者は、法第13条第1項本文の規定にかかわらず、前項各号に掲げる日以外の日において、次に掲げる地域内に限り、午前1時までその営業を営むことができる。</u></p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（法第13条第2項の営業時間の制限）</p> <p>第6条 法第2条第1項第4号の営業（まあじゃん屋を除く。）を営む風俗営業者は、法第13条第1項本文の規定によるほか、県内全域につき、<u>午前6時後午前10時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前の時間において、その営業を営んではならない。</u></p>

当する場合にあっては、同項に定める地域内は、午前1時)までの時間において、その営業を営んではならない。

(風俗営業に係る騒音及び振動の規制)

第7条 法第15条の条例で定める数値で騒音に係るものは、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地 域	数 値		
	昼間 (日出時から日没時まで)	夜間 (日没時から翌日の午前零時まで)	深夜 (午前零時から日出時まで)
[略]			

2 [略]

(法第21条による風俗営業者の遵守事項)

第8条 風俗営業者は、法第12条から第19条まで及び第20条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 営業所に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。ただし、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業と風俗営業を兼業する場合においては、この限りでない。

(5) [略]

2 法第2条第1項第7号の営業を営む風俗営業者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、まあじゃん屋を営む風俗営業者にあっては、第2号及び第3号に規定する事項を除くものとする。

(1) 営業所でと博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

(2)・(3) [略]

3 前項第1号の規定は、法第2条第1項第8号の営業を営む風俗営業者について準用する。

(法第2条第1項第8号の営業における年少者の立入制限)

第9条 法第22条第5号の条例で定める年齢は、16歳とし、同号の規定により定める時は、午後7時とする。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第11条 店舗型性風俗特殊営業は、法第28条第1項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる営業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に定める地域においては、これを営んではならない。

種 類	地 域
[略]	
3 法第2条第6項第6号の営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第168号)による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第5条に規定するものに限る。)	[略]

(風俗営業に係る騒音及び振動の規制)

第7条 法第15条の条例で定める数値で騒音に係るものは、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地 域	数 値		
	昼間 (午前6時後午後6時前)	夜間 (午後6時から翌日の午前零時前)	深夜 (午前零時から午前6時まで)
[略]			

2 [略]

(風俗営業者の遵守事項)

第8条 風俗営業者は、法第12条から第19条まで及び第20条第1項並びに次条に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 営業所に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。ただし、旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業をいう。以下同じ。)と風俗営業を兼業する場合においては、この限りでない。

(5) [略]

2 法第2条第1項第4号の営業を営む風俗営業者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、まあじゃん屋を営む風俗営業者にあっては、第2号及び第3号に規定する事項を除くものとする。

(1) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

(2)・(3) [略]

3 前項第1号の規定は、法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者について準用する。

(法第2条第1項第5号の営業における年少者の立入制限)

第9条 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後7時後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第11条 店舗型性風俗特殊営業は、法第28条第1項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる営業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に定める地域においては、これを営んではならない。

種 類	地 域
[略]	
3 法第2条第6項第6号の営業	[略]

<p>第24条・第25条 [略]</p>	<p>(特定遊興飲食店営業の営業所の設置を許容する地域)</p> <p>第24条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。</p> <p>(1) 第5条第2項各号に掲げる地域</p> <p>(2) 児童福祉施設(深夜における入所又は入院をさせる施設に限る。)、病院又は診療所の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲50メートルの区域外にある地域</p> <p>(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)</p> <p>第25条 特定遊興飲食店営業者は、県内全域につき、午前5時から午前6時までの時間において、その営業を営んではならない。</p> <p>(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制)</p> <p>第26条 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める数値で騒音に係るものは、第7条第1項の表の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄に定める深夜に係る数値とする。</p> <p>2 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める数値で振動に係るものは、55デシベルとする。</p> <p>(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)</p> <p>第27条 特定遊興飲食店営業者は、法第31条の23において準用する法第12条、第13条(第1項及び第2項を除く。)、第14条、第15条、第18条及び第18条の2に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 営業所で卑わいな行為その他の善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。</p> <p>(2) 営業所で客の求めない飲食物を提供しないこと。</p> <p>(3) 営業所又は客室の出入口を施錠等により閉鎖して営業しないこと。</p> <p>(4) 営業所に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。ただし、旅館業と特定遊興飲食店営業を兼業する場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 営業の用に供する家屋又は施設で店舗型性風俗特殊営業を営み、又は営ませないこと。</p> <p>(6) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。</p> <p>(7) 午後7時後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めること。</p> <p>(特定遊興飲食店営業所への年少者の立入禁止の表示)</p> <p>第28条 特定遊興飲食店営業者は、公安委員会規則で定めるところにより、午後7時後午後10時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者が営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入口に表示しなければならない。</p> <p>第29条・第30条 [略]</p> <p>(風俗環境保全協議会を置く地域)</p> <p>第31条 法第38条の4第1項の条例で定める地域は、第5条第2項各号に掲げる地域とする。</p>
----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第31号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																													
<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項並びに附則第 2 項及び第 4 項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(27)の 4 [略]</p>		<p>(手数料)</p> <p>第 3 条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項並びに附則第 2 項及び第 4 項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(27)の 4 [略]</p> <p><u>(27)の 5 風営法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査 特定遊興飲食店営業許可申請手数料</u></p> <p><u>(27)の 6 風営法第31条の23において準用する風営法第 5 条第 4 項の規定に基づく許可証の再交付 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料</u></p> <p><u>(27)の 7 風営法第31条の23において準用する風営法第 7 条第 1 項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料</u></p> <p><u>(27)の 8 風営法第31条の23において準用する風営法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査 特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料</u></p> <p><u>(27)の 9 風営法第31条の23において準用する風営法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査 特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料</u></p> <p><u>(27)の10 風営法第31条の23において準用する風営法第 9 条第 1 項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査 特定遊興飲食店営業所構造又は設備変更承認申請手数料</u></p> <p><u>(27)の11 風営法第31条の23において準用する風営法第 9 条第 4 項の規定に基づく許可証の書換え 特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料</u></p> <p><u>(27)の12 風営法第31条の23において準用する風営法第10条の 2 第 1 項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料</u></p> <p><u>(27)の13 風営法第31条の23において準用する風営法第10条の 2 第 5 項の規定に基づく認定証の再交付 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料</u></p> <p><u>(27)の14 風営法第31条の23において準用する風営法第24条第 6 項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習 特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料</u></p> <p>(28)～(72) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>別表第 2 (第 3 条関係)</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>14 風俗営業許可申請手数料</td> <td>1 ばちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第 319 号)第 7 条に規定する営業について風営法第 3 条第 1 項の風俗営業の許可(以下この項において単</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					14 風俗営業許可申請手数料	1 ばちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第 319 号)第 7 条に規定する営業について風営法第 3 条第 1 項の風俗営業の許可(以下この項において単		[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>14 風俗営業許可申請手数料</td> <td>1 ばちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第 319 号)第 8 条に規定する営業について風営法第 3 条第 1 項の風俗営業の許可(以下この項において単</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	[略]					14 風俗営業許可申請手数料	1 ばちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第 319 号)第 8 条に規定する営業について風営法第 3 条第 1 項の風俗営業の許可(以下この項において単		[略]	
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																											
[略]																															
14 風俗営業許可申請手数料	1 ばちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第 319 号)第 7 条に規定する営業について風営法第 3 条第 1 項の風俗営業の許可(以下この項において単		[略]																												
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考																											
[略]																															
14 風俗営業許可申請手数料	1 ばちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第 319 号)第 8 条に規定する営業について風営法第 3 条第 1 項の風俗営業の許可(以下この項において単		[略]																												

	<p>に「許可」という。)を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に風営法第20条第2項の認定(22の項において単に「認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機(以下この項及び26の項において「未認定遊技機」という。)がないとき。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p> <p>3 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第7条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p> <p>(1)・(2) [略]</p>			<p>に「許可」という。)を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に風営法第20条第2項の認定(22の項において単に「認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機(以下この項及び26の項において「未認定遊技機」という。)がないとき。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第8条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p> <p>3 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第8条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>22 風俗営業遊技機認定申請手数料</p>	<p>1・2 [略]</p> <p>3 1又は2の遊技機以外の遊技機について認定の申請を行う場合</p> <p>(1) ぱちんこ遊技機</p> <p>ア 入賞を容易にするための装置であって風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2の規定に基づく国家公安委員会規則で定めるもの(以下この項から25の項までにおいて「特定装置」という。)が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2)~(5) [略]</p>	[略]	<p>22 風俗営業遊技機認定申請手数料</p>	<p>1・2 [略]</p> <p>3 1又は2の遊技機以外の遊技機について認定の申請を行う場合</p> <p>(1) ぱちんこ遊技機</p> <p>ア 入賞を容易にするための装置であって風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第14条の規定に基づく国家公安委員会規則で定めるもの(以下この項から25の項までにおいて「特定装置」という。)が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2)~(5) [略]</p>	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

<p>27の4 性風俗 関連特 殊営業 届出確 認書再 交付手 数料</p>	<p>[略]</p>	<p>27の4</p>	<p>[略]</p>										
		<p>27の5</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="847 465 938 510"> <p>1</p> </td> <td data-bbox="938 465 1171 510"> <p>3月以内の期間を限つて営む営業</p> </td> <td data-bbox="1171 465 1241 510"> <p>1件につき</p> </td> <td data-bbox="1241 465 1347 510"> <p>14,000円</p> </td> <td data-bbox="1347 465 1485 1391"> <p>1 許可の申請を行う者が同時に他の風営法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る手数料の額は、それぞれ金額の欄に定める額から8,000円を減じた額とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 510 938 555"> <p>2</p> </td> <td data-bbox="938 510 1171 555"> <p>その他の営業</p> </td> <td data-bbox="1171 510 1241 555"> <p>同</p> </td> <td data-bbox="1241 510 1347 555"> <p>24,000円</p> </td> <td data-bbox="1347 510 1485 2092"> <p>2 風営法第31条の23において準用する風営法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可の申請を行う場合における当該許可の申請に係る手数料の額は、それぞれ金額の欄</p> </td> </tr> </table>	<p>1</p>	<p>3月以内の期間を限つて営む営業</p>	<p>1件につき</p>	<p>14,000円</p>	<p>1 許可の申請を行う者が同時に他の風営法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る手数料の額は、それぞれ金額の欄に定める額から8,000円を減じた額とする。</p>	<p>2</p>	<p>その他の営業</p>	<p>同</p>	<p>24,000円</p>	<p>2 風営法第31条の23において準用する風営法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可の申請を行う場合における当該許可の申請に係る手数料の額は、それぞれ金額の欄</p>
<p>1</p>	<p>3月以内の期間を限つて営む営業</p>	<p>1件につき</p>	<p>14,000円</p>	<p>1 許可の申請を行う者が同時に他の風営法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る手数料の額は、それぞれ金額の欄に定める額から8,000円を減じた額とする。</p>									
<p>2</p>	<p>その他の営業</p>	<p>同</p>	<p>24,000円</p>	<p>2 風営法第31条の23において準用する風営法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可の申請を行う場合における当該許可の申請に係る手数料の額は、それぞれ金額の欄</p>									

				に定める額に 6.800円を加えた額とする。
27の6	特定遊 興飲食 店営業 許可証 再交付 手数料	1件につき	1,100円	
27の7	特定遊 興飲食 店営業 相続承 認申請 手数料	1件につき	8,600円	風営法第31条の23において準用する風営法第7条第1項の規定に基づく相続の承認の申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る手数料の額は、3,800円とする。
27の8	特定遊 興飲食 店営業 法人合 併承認 申請手 数料	1件につき	11,000円	風営法第31条の23において準用する風営法第7条の2第1項の規定に基づく合併の承認の申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る手数料の

				額は、3,300円とする 。
27の9	特定遊 興飲食 店営業 法人分 割承認 申請手 数料	1件に つき	11,000円	風営法第31 条の23にお いて準用す る風営法第 7条の3第 1項の規定 に基づく分 割の承認の 申請を行う 者が同時に 他の同項の 規定に基づ く承認の申 請を行う場 合における 当該他の同 項の規定に 基づく承認 の申請に係 る手数料の 額は、3,3 00円とする 。
27の10	特定遊 興飲食 店営業 所構造 又は設 備変更 承認申 請手数 料	1件に つき	9,900円	
27の11	特定遊 興飲食 店営業 許可証 書換え 手数料	1件に つき	1,400円	
27の12	特例特 定遊興 飲食店 営業者 認定申 請手数 料	1件に つき	13,000円	風営法第31 条の23にお いて準用す る風営法第 10条の2第 1項の規定 に基づく特 例特定遊興 飲食店営業 者の認定の 申請を行う

				者が同時に他の同項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額は、10,000円とする。
	27の13 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料	1件につき	1,100円	
	27の14 特定遊興飲食店営業者講習手数料	1人1時間に	650円	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第3条第1項第27号の4の次に10号を加える改正規定（第27号の5を加える部分に限る。）、別表第2の27の4の項の次に27の5の項から27の14の項までを加える改正規定（27の5の項を加える部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の公布の日から平成28年6月22日までの間、この条例による改正後の第3条第1項第27号の5の規定の適用については、同号中「風営法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第2条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請」とする。

宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第32号

宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例

宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(青少年に対する教育等のための措置) 第11条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）をいう。）	(青少年に対する教育等のための措置) 第11条 県は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、 <u>義務教育学校（後期課程に限る。）</u> 、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等

において、その生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2・3 [略]

課程を置くものに限る。)をいう。)において、その生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2・3 [略]

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

